

自分で決める自分の終活

〜認知症になる前に出来ること〜

認知症になると不動産の管理が出来なくなったり、
預貯金が凍結されたり困ってしまうケースが増えています。
これから大丈夫かな? と思ったら、
まずはどのような方法があるのか知るところからはじめましょう。

任意後見契約

死後事務

委任契約

ちよつと「遺言」も。



POINT

元気なうちに自分がもしもの時の
後見人を選ぶことを

「ご存じですか?」



2025
2/14
(金)
10:00~11:30頃
《受付/9:40~》

会場 プラサヴェルデ 301号室 (沼津市大手町1-1-4)
参加費 無料 ※駐車場割引あり
定員 50名 (要予約) ※定員になり次第締切らせていただきます
講師 相続手続支援センター静岡 相談員 **田中 庸介**
※ご来場、オンライン配信での参加をお選びいただけます



お申し込み ▶令和7年2月14日開催分▶ 必要事項を記載し、こちらまで! **FAX: 055-923-9240**

氏名	参加者全員のお名前をご記入ください	会社名	
TEL		E-mail	
ご住所	〒		
参加形態	どちらかに○をおつけください 会 場 ・ オンライン		

弊社ホームページの「セミナー」からもお申し込みいただけます ※ご記入いただいた個人情報は、受講時のご連絡やイワサキ経営グループで開催するセミナー等のご案内に使用し、第三者への提供は行いません